

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届のお知らせ

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受けている方は、毎年「現況届」を提出する必要があります。

期間：8月3日(月)～8月31日(月)

この現況届は、受給者の前年の所得状況などを確認するものです。
現況届の提出がない場合、受給資格があっても手当が受けられない場合がありますので、忘れずに手続きをしてください。



児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいがある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日(一定の障がいがある場合は20歳未満)まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

児童扶養手当額(月額)

第1子 本体額	全部支給	48,050円
	一部支給	48,040円～11,340円
第2子 加算額	全部支給	11,350円
	一部支給	11,340円～5,680円
第3子以降 加算額	全部支給	第2子加算額と同じ
	一部支給	

支払期	9月期	11月期	1月期	3月期
支払日	9月11日	11月11日	1月8日	3月11日
支給対象月	7・8月分	9・10月分	11・12月分	1・2月分

特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がい、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

特別児童扶養手当額(月額)

1級	58,450円
2級	38,930円

支払期	8月期	12月期
支払日	8月10日	12月11日
支給対象月	4～7月分	8～11月分



児童扶養手当HP



特別児童扶養手当HP

【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課(TEL：63・3801)

高額療養費制度の見直しについて(令和8年8月開始)

高齢化に伴う医療費の増加を踏まえ、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするとともに、所得に応じた負担の見直しや長期療養者への配慮を図るため、高額療養費制度が見直されます。

●高額療養費とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

●新たに年間の上限額が新設されました

～長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化～

月ごとの自己負担額が積みあがっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までを指します

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

●ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

多数回該当

直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

外来特例(70歳以上で現役並み以外の方)

外来診察だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

高額療養費制度の上限額(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは、令和8年度・9年度の2段階にわけて実施します

適用区分		年収目安	入院+外来 【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院+外来 【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% 〈140,100円〉	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～約1,160万円	179,100円+1% 〈93,000円〉	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～約770万円	85,800円+1% 〈44,400円〉	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 〈44,400円(※1)〉	530,000円 (※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 〈24,600円〉	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 〈24,600円〉	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下等) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である方は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)

※2 年収約200万円未満であることが確認できた方は、年間上限41万円を運用し、令和9年8月以降に償還払い

【お問い合わせ先】 いきいき長寿課(TEL: 63・3807)

和歌山県後期高齢者医療広域連合(TEL: 073・428・6688)